

金融機関で健康保険料を振り込む場合の本人確認の免除（回答）

－行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する回答－

総務省行政評価局は、次の行政相談を受け、行政苦情救済推進会議（座長：大森彌 東京大学名誉教授）に諮り、その意見を踏まえて、平成 24 年 3 月 9 日、警察庁及び金融庁に対しあっせんし、平成 24 年 6 月 8 日、両庁から回答を受領しました。

（行政相談の要旨）

私は、全国健康保険協会（旧政府管掌健康保険）の任意継続被保険者であり、年 2 回、金融機関の窓口で 6 か月分の健康保険料の現金振込みを行っているが、10 万円を超えるため、その都度、金融機関から本人確認書類（運転免許証等）の提示を求められる。

振込みは所定の納付書を使用し、振込先も公法人で、振込目的も健康保険料の納付と明らかなのに、本人確認が必要なのは納得できない。

（あっせん要旨）

警察庁及び金融庁は次の措置を講じる必要がある。

1. 全国健康保険協会に対する健康保険料の現金振込みが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引に該当し、本人確認が免除されることについて、同協会及び金融機関等関係機関への周知徹底を図ること。
2. また、全国健康保険協会以外にも、現金の振込先において、本人確認並びに本人確認記録の作成及び保存の措置が行われ、振込金額、使途等も限定しているものがあるとみられることから、これらが金融機関での本人確認の対象から除かれる取引とされるよう所要の措置を講じた上で、該当する機関を広く周知するとともに、金融機関の窓口で混乱が生じないように措置すること。



（回答要旨）

警察庁及び金融庁では次の措置を講じた。

1. 金融機関に対し、全国健康保険協会への任意継続被保険者の保険料の現金振込み（200 万円以下のものに限る。）については、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 6 条第 1 項第 7 号ニの取引に該当し、本人確認義務の対象となる特定取引には当たらないと考えられることを周知。
2. これと同様に、同規則第 4 条第 1 号ハに規定する本人確認書類を発行する機関（※）に対してその被保険者等が行う保険料等の現金振込み（地方公共団体以外に対するものについては、200 万円以下のものに限る。）についても、特定取引に当たらないものと考えられることを周知。

※ 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則第 4 条第 1 号ハに規定する本人確認書類を発行する機関
全国健康保険協会、国民健康保険組合、健康保険組合、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、日本私立学校振興・共済事業団



担当部局：総務省行政評価局行政相談課

連絡先：行政相談業務室長 花田 聡

電 話：03-5253-5425（直通）

F A X：03-5253-5426

E-mail：<https://www.soumu.go.jp/hyouka/i-hyouka-form.html>